

広島県告示第二百十九号

広島県立中央森林公園設置及び管理条例（平成五年広島県条例第二十号）別表第二の規定により、広島県立中央森林公園における広場、サイクリングロード、自転車その他知事が別に定める施設等の利用料金の範囲を次のように定め、平成二十六年四月一日から施行する。

なお、平成二十二年広島県告示第五百七十九号（広島県立中央森林公園における広場、サイクリングロード、自転車その他知事が別に定める施設等の利用料金の範囲）は、平成二十六年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 広場、サイクリングロードその他の施設の利用料金の範囲

区 分	単 位	利用料金の範囲
広場、サイクリングロードその他の施設	一〇〇平方メートルにつき三時間までごとに	一六〇円以内

二 自転車の利用料金の範囲

区 分	単 位	利用料金の範囲	
		一回の利用台数が一九台以下の場合	一回の利用台数が二〇台以上の場合
ローサド	一台二時間につき	一、〇二〇円以内	五日 休日
	一台延長一時間につき	五二〇円以内	九一〇円以内
マウンテンバイク	一台二時間につき	七五〇円以内	三八〇円以内
	一台延長一時間につき	三二〇円以内	六七〇円以内
マウンテンバイク	一台二時間につき	六一〇円以内	三二〇円以内
	一台延長一時間につき	三二〇円以内	五五〇円以内
マウンテンバイク	一台二時間につき	六一〇円以内	三二〇円以内
	一台延長一時間につき	三二〇円以内	五五〇円以内
子供乗せ自転車	一台二時間につき	九四〇円以内	四八〇円以内
	一台延長一時間につき	四八〇円以内	八五〇円以内
軽快車	一台二時間につき	六一〇円以内	三二〇円以内
	一台延長一時間につき	三二〇円以内	五五〇円以内
快車	一台二時間につき	九四〇円以内	四八〇円以内
	一台延長一時間につき	四八〇円以内	八五〇円以内

子ども用バンケット	一台二時間につき	三四〇円以内	三一〇円以内
	一台延長一時間に付き	一八〇円以内	一四〇円以内
おもしろ自転車	一台三〇分までごとに		四一〇円以内

備考

- 一 この表において平日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日以外の日をいう。
- 二 この表において休日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。